

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による
富里市災害復興住宅資金利子補給金交付要綱

(令和元年12月19日告示第65号)

改正 令和2年3月25日告示第33号 令和2年6月5日告示第99号
令和2年12月18日告示第152号 令和3年6月17日告示第124号
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和元年9月9日の令和元年台風第15号、同年10月12日の令和元年台風第19号及び同月25日の大雨（第3条第1号において「台風等」という。）により、住宅に損害を被った者（以下「被災者」という。）の住宅復興を促進するため、被災者又はその親族（以下「被災者等」という。）が金融機関から住宅復興のための資金を借り入れた場合において、その者に対し、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）に基づき、その利子の一部に相当する額（以下「利子補給金」という。）を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において金融機関とは、銀行法（昭和56年法律第59号）第2条で定める銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条で定める協同組織金融機関、政府系金融機関、住宅金融支援機構と提携し住宅ローンを販売している保険会社、モーゲージバンク等をいう。

(利子補給を受けられることができる者)

第3条 この要綱により利子補給を受けられることができる者は、次の各号のいずれにも該当する被災者等（個人に限る。）とする。

- (1) り災していることの証明を市から受けた住宅（以下この号及び次号において「被災住宅」という。）を自己又は親族が所有する者であって、台風等の被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していたもの
- (2) 被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を市内で行う者又は市内の被災住宅の補修を行う者
- (3) 災害復興住宅資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和4年3月31日までに融資の実行を受けた者
- (4) 利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受け

ていない者及び他から受けようとしていない者
(利子補給対象限度額)

第4条 利子補給の対象となる借入金の額は、10万円以上とする。ただし、借入金が500万円を超える場合は、500万円までの部分を利子補給の対象とする。

(利子補給期間)

第5条 利子補給期間は、当該借入金に係る利子の支払開始日から5年以内(無利子期間、利子支払の猶予期間等がある場合には、当該期間を含む。)とする。

(利子補給の額等)

第6条 利子補給の額は、利子補給対象限度額の返済について月単位で算定した借入額の残金に対し、年利2.0パーセントの利子補給率に相当する金額とする。ただし、利子補給の対象となる支払利子が利子補給率に相当する額を下回った場合は、支払った利子の額とする。

2 前項の場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 利子補給期間内に金融機関からの借入利率が変動したときは、変動後の借入利率により算出した利子の額に相当する額を補給する。ただし、延滞した返済分については、返済すべき月の借入利率を適用する。

4 利子補給金は、毎年1月1日から12月31日までの期間につき被災者等が当該期間内に金融機関に返済を行った場合において補給するものとする。ただし、延滞により発生した利子及び損害金を除く。

5 利子補給期間後に支払った利子については、利子補給は行わない。ただし、利子の支払開始日から5年目に応答する日が金融機関の休業日に当たり、返済日が翌営業日となる場合は、これを除く。

(申込み)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、金融機関に融資の申込みを行った日から原則として1か月以内に、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 被災した住宅の居住者の住民票謄本。ただし、市内に居住する者は、個人情報確認同意書(別記第2号様式)を提出することにより省略することができる。

(2) 申込者と被災した住宅の所有者及び居住者の親族関係の分かる書類。た

だし、次のいずれかに該当する場合は、当該書類を省略することができる。

ア 前号の規定により、親族関係が明らかである場合

イ 市内に本籍地を有する者が、個人情報確認同意書を提出した場合

- (3) 地方公共団体が発行するり災証明書
- (4) 被災した住宅の登記事項証明書
- (5) 被災した住宅に代わる住宅の新築若しくは購入又は被災した住宅の補修に係る見積書
- (6) 個人情報の第三者提供に関する同意書（別記第3号様式。第3項において「提供同意書」という。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、その内容について審査し、利子補給の可否を決定し、その旨を令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給可否決定通知書（別記第4号様式）により申込者に対し、速やかに通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する審査に当たり、申込者から提供同意書の提出を受け、当該借入金の融資を行う予定の金融機関に対し、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給申込みに係る融資の決定について（別記第5号様式）により、利子補給の申込みがあったことを通知するとともに、当該融資の決定に係る情報の提供を求めることができる。

（融資状況等の報告及び登録）

第8条 前条第2項の規定により利子補給することを決定した者（以下「利子補給対象者」という。）は、金融機関と金銭消費貸借契約を締結し、融資が実行されたときは、市長に対して速やかに掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給に係る融資実行報告書（別記第6号様式）
- (2) 金銭消費貸借契約書の写し及び融資機関の発行する償還予定表（返済明細表、返済予定表等の写し等であって、融資実行日、融資金額、融資利率、返済期間、返済方法、元金据置期間、償還開始日並びに償還日ごとに返済すべき元金及び利息の額が確認できる書類）

2 市長は、前項の規定による報告の内容と申込みの内容が異なる場合は、利子補給対象者に確認の上、前条第2項の決定と異なる事項については、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子

補給変更決定通知書（別記第7号様式）により、利子補給対象者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による報告があったときは、利子補給対象者について、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給対象者登録台帳（別記第8号様式）に登録するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により利子補給対象者を登録したときは、前条第3項の規定により情報の提供を求めた金融機関（以下「利子補給制度協力金融機関」という。）に対し、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給対象者の登録について（別記第9号様式）により通知することができる。

（交付申請及び実績報告）

第9条 利子補給対象者は、1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、翌年の1月20日までに令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付申請書（別記第10号様式）に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めたときは第2号に規定する書類を省略することができる。

- (1) 令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給に係る返済状況報告書（別記第11号様式）
- (2) 金融機関の発行する支払利息証明書

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、利子補給制度協力金融機関に対し、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給に係る支払利息額の証明について（別記第12号様式）により、支払利息額の証明書の発行を依頼することができる。

（交付決定等）

第10条 市長は、前条に基づく申請書を受け付けた場合は、その内容について審査し、内容が適正であると認めたときは、利子補給金の交付を決定し、その額を確定した後に、その旨を令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付決定通知書及び交付額の確定通知書（別記第13号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、利子補給金を交付しないことを決定したときは、その旨を令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金不交付決定通知書（別記第14号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第11条 前条の規定により利子補給金の交付が決定した者は、申請の内容に変

更が生じたとき又は利子補給金の交付を受けることを中止するときは、変更の内容を証する書類を添付して、市長に対して速やかに令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付（変更・中止）申請書（別記第15号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

（変更交付決定等）

第12条 市長は、前条の規定による申請書を受け付けた場合は、その内容について審査し、交付の変更・中止について、速やかに決定を行うものとする。

2 市長は、利子補給金の交付の変更又は中止を決定したときは、その旨を令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付（変更・中止）決定通知書（別記第16号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付請求等）

第13条 第10条の規定による通知を受けた者は、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付請求書（別記第17号様式）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受け付けたときは、その内容を確認し、速やかに利子補給金を交付するものとする。

（利子補給の決定の取消し）

第14条 市長は、利子補給対象者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、利子補給することの決定を取り消すことができる。

- (1) 金融機関からの融資が実行されなかった場合
- (2) 金融機関から借入金の繰上償還を請求された場合
- (3) その他この要綱若しくはこの要綱に基づく命令に違反した場合又は借入金をその目的に反して使用した場合

2 前項の規定により、利子補給することの決定を取り消す場合は、市長は、利子補給対象者に対し、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給決定の取消通知書（別記第18号様式）により通知するものとする。

（交付の取消し）

第15条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた者が、この要綱若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき、又は当該借入金をその目的に反して使用したときは、交付を決定した利子補給金の全部又は一部を交付しないことができる。

2 前項の規定により、利子補給金の全部又は一部を交付しない場合は、市長は、利子補給金の交付の決定を受けた者に対し、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付決定（全部・一部）取消決定通知書（別記第19号様式）により通知するものとする。
（返還命令）

第16条 市長は、第14条の規定により利子補給の決定を取り消した場合又は前条の規定により利子補給金の全部又は一部を交付しない場合は、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、市長は、利子補給対象者又は利子補給金の交付の決定を受けた者に対し、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金（全部・一部）返還命令書（別記第20号様式）により返還額、返還期限を明らかにし、通知するものとする。

（報告及び調査）

第17条 市長は、利子補給金の交付に関し、必要があると認めるときは、利子補給金の交付の決定を受けた者に対し、報告を求め、当該利子補給金に係る資料、書類及び物件等について調査をすることができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の予算に係る利子補給金から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日に融資の申込みを行った場合には、第7条の規定にかかわらず、この告示の施行の日の翌日から起算して原則90日以内に、富里市災害復興住宅資金利子補給申込書を市長に提出しなければならない。

（失効）

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年3月25日告示第33号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に令和元年10月12

日の令和元年台風第19号及び同月25日の大雨により住宅に損害を被り、住宅の建設若しくは購入又は被災住宅の補修のために融資の申込みを行った場合は、この告示による改正後の令和元年9月9日の令和元年台風第15号による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付要綱（次項において「新要綱」という。）第7条の規定にかかわらず、施行日の翌日から令和2年3月31日までに市長に利子補給金の申込みをしなければならない。

附 則（令和2年6月5日告示第99号）

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に令和元年9月9日の令和元年台風第15号、同年10月12日の令和元年台風第19号及び同月25日の大雨により住宅に損害を被り、住宅の建設若しくは購入又は被災住宅の補修のために融資の申込みを行った場合は、この告示による改正後の第7条の規定にかかわらず、施行日の翌日から令和2年12月31日までに市長に利子補給金の申込みをしなければならない。

附 則（令和2年12月18日告示第152号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年6月17日告示第124号）

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に令和元年9月9日の令和元年台風第15号、同年10月12日の令和元年台風第19号及び同月25日の大雨により住宅に損害を被り、住宅の建設若しくは購入又は被災住宅の補修のために融資の申込みを行った場合は、この告示による改正後の第7条の規定にかかわらず、施行日の翌日から令和4年3月31日までに市長に利子補給金の申込みをしなければならない。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付申込書

年 月 日

富里市長

様

申 込 者	住 所			
	氏 名	Ⓜ	電 話 番 号	
	生 年 月 日	大・昭・平	年	月 日
	被災住宅の所有者との関係	本人・親族（続柄： ）		
	被災住宅の居住者との関係	本人・親族（続柄： ）		

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり利子補給を申し込みます。

被災住宅の状況	所 在 地				
	構 造	造 葺き 階建て	延床面積 (㎡)		
	り災の状況	全壊・半壊・一部損壊 ()			
資 金 の 使 途 の 概 要	新築 又は 購入	所 在 地			
		構 造	造 葺き 階建て	延床面積 (㎡)	
		着 工 及 び 完成予定日	(着 工)	年 月 日	
			(完成予定)	年 月 日	
		購 入 予 定 日	年 月 日		
	底地の購入	あり（購入予定日： 年 月 日） ・ なし			
概 要	補修等	住 宅 の 補 修	(内容)		
		そ の 他	(内容)		
資 金 の 借 入 れ の 概 要	借入予定金融機関名	名 称： 取扱店名：			
	ローンの種類	住宅ローン ・ リフォームローン ・ その他ローン			
	金利の種類 及び予定利率	固定金利型・変動金利型・固定金利選択期間型 (年固定) (年利 %)			
	借入予定額 (総額)	円			
	返済予定回数	回			
添付書類		1 住民票謄本 2 申込者と被災した住宅の所有者及び居住者の親族関係の分かる書類 3 り災証明書 4 被災した住宅の登記事項証明書 5 被災した住宅に代わる住宅の新築若しくは購入又は補修に係る見積書 6 個人情報の第三者提供に関する同意書 7 その他 ()			

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長 様

住 所

氏 名

⑩

個人情報確認同意書

私は、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金の交付の申込みに当たり、（ 戸籍情報、 住民登録情報）について、富里市が確認することに同意します。

備考 該当するにレ印を記入してください。

年 月 日

富里市長 様

住 所
氏 名

㊞

個人情報の第三者提供に関する同意書

私は、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金の交付の申込みに当たり、富里市が取得した私に関する情報について、富里市長が第三者へ提供することについて、下記のとおり同意します。

記

- 1 情報を提供する第三者
千葉県・（金融機関名称）
- 2 提供する個人情報
 - (1) 住所、氏名、連絡先及び家族に関する情報等令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付申込書に記載された全ての情報
 - (2) 利子補給の可否の決定に関する情報
 - (3) 利子補給対象額に関する情報
 - (4) その他利子補給金の交付に関する情報
- 3 第三者における利用目的
 - (1) 利子補給金交付に係る支払利息の額の計算
 - (2) その他利子補給金の交付に関すること。

第4号様式（第7条関係）

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による
富里市災害復興住宅資金利子補給可否決定通知書

第 年 月 日 号

様

富里市長



年 月 日付けで申込みのありました令和元年9月9日の令和元年
台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給について、次のとおり決定した
ので通知します。

利子補給の可否	利子補給する ・ 利子補給しない
利子補給をしない理由	
利子補給対象額	円
利子補給の率	%
利子補給の期間	年間（ 年 月まで）
金融機関名・取扱店	

備考 金融機関の融資実行日までの間に当該融資の対象とならなくなった場合又は申
込書の内容に変更が生じた場合は決定の取り消し又は変更をすることがあります。

(別紙)

年 月 日

富里市長 様

(金融機関)

印

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金
利子補給申込みに係る融資の決定について (回答)

年 月 日付けで依頼のあった件について、次のとおり決定しました。

申込 番号		氏名	
住所			
借入予定額		円	
金利の種類		1 固定金利型 2 変動金利型 (※金利改定月: 月・月) 3 固定金利期間選択型 (年固定)	
借入予定利率 (%)			
返済予定期間 (月)		月	左記のうち元金据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
返済方法	方式	1 元利均等方式 2 元金均等方式	
	ボーナス併用有無	1 ボーナス併用あり (月・月) 2 ボーナス併用なし	
融資の決定		可 ・ 否	
融資実行予定日			
備考 (無利子期間・利子支払猶予期間の定めがあるときは、その期間を記入)			

注 融資実行日までの間に借入希望者の信用状態等に変化が生じ、融資の対象とならない場合があります。

第6号様式（第8条関係）

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による
富里市災害復興住宅資金利子補給に係る融資実行報告書

年 月 日

富里市長 様

住所
氏名

印

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付要綱第8条の規定により、次のとおり融資が実行されたので報告します。

融資実行日	年 月 日	
融資額（円）	円	
金利の種類	1 固定金利型 2 変動金利型（金利改定月： 月・ 月） 3 固定金利期間選択型（ 年固定）	
借入利率（％）	％	
借入期間（月）	月	左記のうち元金据置期間
		年 月 日から 年 月 日まで
返済方法	方式	1 元利均等方式 2 元金均等方式
	ボーナス併用有無	1 ボーナス併用あり（ 月・ 月） 2 ボーナス併用なし
備考（無利子期間・利子支払猶予機関の定めがあるときはその期間を記入）		

添付書類

- (1) 金銭消費貸借契約書の写し
- (2) 融資機関の発行する償還予定表の写し

第7号様式（第8条関係）

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による
富里市災害復興住宅資金利子補給変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付け 第 号で通知した令和元年9月9日の令和元年
台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給について、下記のとおり変更決
定したので通知します。

記

1 変更事項

2 変更の理由

第10号様式（第9条関係）

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による
富里市災害復興住宅資金利子補給金交付申請書
（ 年 月から 年 月まで分）

年 月 日

富里市長

様

住所

氏名

印

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金の交付を受けたいので、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

当該期間内に支払った利子のうち、利子補給率 パーセントに相当する額

2 添付書類

- (1) 返済状況報告書
- (2) 金融機関の発行する支払利息証明書

備考 当該期間内に延滞により発生した利子及び損害金の支払があった場合は、これを除く。

第11号様式（第9条関係）

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による
富里市災害復興住宅資金利子補給に係る返済状況報告書
(年 月から 年 月まで分)

年 月 日

富里市長 様

住所
氏名

印

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 借入残高（6月末・12月末）： 円（当初借入金額： 円）
 2 最終返済期日： 年 月 日
 3 元本据置期間・無利子期間・利子支払猶予期間等
なし
あり 元本据置期間：（ 年 月 日から 年 月 日まで）
無利子期間：（ 年 月 日から 年 月 日まで）
利子支払猶予期間：（ 年 月 日から 年 月 日まで）

4 返済実績等

(1) 返済実績

返済区分	支払 年月日	返済額	うち利子	返済後残高	利率
				(前月末残高) 円	
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
合計		円	円		

※利子の額には、延滞により発生した利子及び損害金を含まない。

(2) 延滞、返済条件の変更等の有無

なし

あり（内容： ）

(別紙)

年 月 日

富里市長 様

富里市災害復興住宅資金利子補給に係る支払利息額証明書

- 1 借入者氏名
- 2 借入者住所
- 3 借入残高（6月末・12月末）： 円（当初借入金額： 円）
- 4 最終返済期日： 年 月 日
- 5 元本据置期間・無利子期間・利子支払猶予期間等
 - なし
 - あり
 - 元本据置期間：（ 年 月 日から 年 月 日まで）
 - 無利子期間：（ 年 月 日から 年 月 日まで）
 - 利子支払猶予期間：（ 年 月 日から 年 月 日まで）

6 返済実績等

(1) 返済実績

返済区分	支 払 年月日	返済額	うち利息	返済後残高	利率
				(前月末残高) 円	
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
毎月・ボーナス・繰上げ	R . .	円	円	円	%
合 計		円	円		

※利息の額には延滞により発生した利息及び損害金を含まない。

(2) 延滞、返済条件の変更等の有無

- なし
- あり（内容： ）

上記のとおり相違ないことを証明する。

(金融機関) 支店長 印

第13号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金
利子補給金交付決定通知書及び交付額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補給金については、令和元年
9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付要
綱第10条第1項の規定により、のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定
したので通知します。

つきましては、年 月 日までに、同封の令和元年9月9日の令和元年
台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付請求書（別記第17号様
式）を提出してください。

記

利子補給金の額 円（年 月から 年 月まで分）

第14号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金
利子補給金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補給金については、下記のと
おり交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付の理由：

第15号様式（第11条関係）

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による
富里市災害復興住宅資金利子補給金交付（変更・中止）申請書

年 月 日

富里市長 様

住所

氏名

㊟

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付要綱第11条の規定により、下記の関係書類を添えて利子補給金の（変更・中止）を申請します。

記

1 変更

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	

※添付書類 変更の内容を証する書類

2 中止

中止の理由	
中止年月日	

第 号
年 月 日

様

富里市長



令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金
利子補給金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付けで（変更・中止）申請のありました標記の補給金については、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付要綱第12条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更・中止の内容

年 月 日付け（変更・中止）申請書のとおり

2 利子補給金額

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 変更前の額： | 円 |
| (2) 変更後の額： | 円 |
| (3) 差引（追加・減額）交付決定額 | 円 |

第17号様式（第13条関係）

令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による
富里市災害復興住宅資金利子補給金交付請求書
（ 年 月から 年 月まで分）

年 月 日

富里市長

様

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった標記の補給金の
支給について、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅
資金利子補給金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

利子補給金

円

上記請求額を下記のとおり振り込んでください。

氏名：

印

金融機関の名称	
預金種別	普通 ・ 当座
口座名義人（カタカナ）	
口座番号	

第18号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

富里市長



令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金
利子補給決定の取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した利子補給については、下記のとおり取り消すことを決定したので通知します。

記

1 取消年月日：

2 取消しの理由：

第 号
年 月 日

様

富里市長



令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金
利子補給金交付決定（全部・一部）取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した利子補給金について、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金利子補給金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり交付の決定の（全部・一部）を取り消すので通知します。

記

1 （全部・一部）取消しの理由

2 補給金額	利子補給金決定額：	円
	取り消した補給金の額：	円
	差引補給金額：	円

第 年 月 日 号

様

富里市長



令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興住宅資金
利子補給金（全部・一部）返還命令書

年 月 日付け 第 号で、（全部・一部）の取消しを決定した利
子補給金について、令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による富里市災害復興
住宅資金利子補給金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり利子補給金の返還を
命じます。

記

1 返還しなければならない額 円
内訳：

2 返還期限 年 月 日